

告 示

埼玉県告示第二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を神川町役場に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

令和六年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 所在が不明な者の氏名（又は名称）

阿部亀吉、阿部久蔵、阿部四方太郎、阿部義一、阿部吉次郎、新井栄一、新井カク、新井一義、新井喜作、新井源一郎、新井繁治、新井宣太、新井由三郎、飯塚正恵、梅原トシ、岡部茂次郎、金澤金作、金澤敏之、金澤宏光、金沢兵蔵、金澤政次郎、川鍋孝雄、黒沢廣志、小林カメ、阪居嘉一、多田定重、戸塚周子、西井禎重郎、西井静璋、西井正明、貫井木材工業株式会社、沼真一、沼豊次郎、野口仙太郎、保証責任矢納村信用販売購買利用組合、水島タキ子

二 通知の要旨

イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、令和六年二月十三日付埼玉県告示第百三十七号（保安林の指定施業要件の変更予定）によること。